

I. 基本構想策定の趣旨

生涯学習とは、家庭教育、学校教育、社会教育、個人の学習など、人々が生涯にわたって、誰でも、いつでも、どこでも、なんでも学ぶことができ、その学習の成果が適切に評価される社会が生涯学習社会だといわれています。

生涯学習は、一人ひとりの人生を、生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通して人と人とのつながり、お互いに尊重しあい、交流を深めることができます。さらに学んだ成果を活かすしくみづくりを行うことによって、住みよい豊かな地域社会の構築に大きな役割を果たすことが期待されています。

本市は平成22年3月に「真岡市生涯学習推進基本構想・基本計画（前期計画）」、平成27年3月に「真岡市生涯学習基本計画（後期計画）」を策定し、生涯学習社会の実現に向けて、市民のニーズに応え、学習機会の提供や学習環境の整備など、さまざまな施策を展開してまいりましたが、多様化するニーズや社会の変化に対応した新たな時代に向けた構想・計画の策定が求められています。

現代社会は、人口減少、少子高齢化や核家族化が進行しており、地域コミュニティは力を失いつつあります。そして、地域社会の変容、市民のライフスタイルの変化等社会環境の変化に伴い、様々な課題が生じているとともに個々の価値観や学習ニーズについても多様化しています。

市では令和2年度から令和6年度までの「真岡市総合計画2020-2024」（以下「総合計画」という）を策定しており、「真岡市生涯学習推進基本構想（2020～2029）・基本計画（前期計画：2020～2024）」は、「総合計画」を基に、社会環境の変化やこれまでの取組を踏まえ、本市の生涯学習施策をより計画的に推進するための新たな指針として策定するものです。

（参考）

【生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律】

「市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。」

【教育基本法第3条】

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

※文部科学省は、この教育基本法第3条の理念に基づき、生涯学習を推進しています。

II. 基本構想の位置づけ

本市では、「総合計画」で、目指すべき将来都市像を「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」と定め、将来にわたって魅力的な市であり続けることを目指しています。

この「総合計画」では、分野ごとにまちづくりの政策を掲げており、「真岡市生涯学習推進基本構想（2020～2029）・基本計画（前期計画：2020～2024）」は、その「総合計画」の中から生涯学習に関連する政策及び施策の実現に向けて策定する個別計画です。

「総合計画」に盛り込まれた多くの施策に含まれる生涯学習的な側面を取り上げて計画を推進します。

III. 構想及び計画の名称

「真岡市生涯学習推進基本構想（2020～2029）・基本計画（前期計画：2020～2024）」とします。

IV. 構想及び計画の期間

基本構想は、令和2年度（2020）から令和11年度（2029）までの10か年とします。

基本計画（前期計画）の実施期間は、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5か年とします。